

【長期】デジタル式プラネタリウム投映用プロジェクタ賃貸借の一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（事後審査型）を次のとおり実施する。

なお、この入札は、ちば電子調達システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和7年6月12日

白井市長 笠井 喜久雄

1 一般競争入札に付する事項

（1） 案 件 名 【長期】デジタル式プラネタリウム投映用プロジェクタ賃貸借

（2） 履 行 場 所 白井市復1148-8 白井市プラネタリウム館

（3） 履 行 期 間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

（4） 案 件 の 概 要

ア 目 的 デジタル式プラネタリウム投映用プロジェクタは、平成26年(2014年)に導入してから10年が経過し、機器の劣化が進んでいることから、新しい機器に更新することで投映を円滑に行うと共に利用者サービスの推進に資するためです。

イ 業務内容 別添設計図書等のとおり

（5） 予 定 価 格 事後公表

（6） 最低制限価格 設定 無

（7） 前金・部分払 前金払 無 部分払 有（計10回） 契約保証金 免除

（8） 入 札 方 法 本入札は、電子入札システムを使用して、入札参加資格の確認を開札後に行う事後審査型の一般競争入札である。

（9） 同時受注件数 本案件と入札締切日が同一の案件に複数申請する場合は、同時に受注することが可能な件数を別記第3号様式「一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書」（以下「参加資格確認申請書」という。）により申請すること。開札は「入札案件一覧表」に記載の順に行い、落札候補者となった案件の数が上記により申請された件数に達した業者については、以降の案件についての入札を無効として取扱う。再入札となった場合は、開札日の最終回に開札が行われるものとみなす。なお、同時受注件数は業種・金額等を問わず、同一日に行われる全ての一般競争入札案件について統一して適用する。

（10）そ の 他 本入札に参加する者が1者の場合は、入札を取りやめることがある。

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本件の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 令和6・7年度の競争入札参加者適格者名簿（以下「適格者名簿」という。）に登載されている者で、白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置又は白井市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を、本件の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間に受けていない者のうち、次の表の区分欄の各区分に対応する内容欄の内容を入札参加申請の申請期限までに満たす者とする。

| 区 分               | 内 容                                                                                        |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 適格者名簿の登録業種    | 大分類「リース」中分類「事務機器・視聴覚機器」                                                                    |
| (2) 格付等要件         | 無                                                                                          |
| (3) 地域要件          | 無                                                                                          |
| (4) 実績要件          | 過去10カ年度（平成27年度から令和6年度）及び本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注した契約金額が100万円以上の視聴覚機器を納入またはリース（1年以上）した実績がある者。 |
| (5) 担当技術者等の個人資格要件 | 無                                                                                          |
| (6) その他の要件        | 無                                                                                          |

(注) 上記の各要件に「国又は地方公共団体等」とある場合は、次のとおりとする。

- ア 国及び特殊法人等（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に規定する法人）
- イ 都道府県及び市区町村並びに地方公共団体の組合（地方自治法第284条第1項に規定する組合）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、入札締切日において次の各号に該当しない者とする。

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6箇月以内に手形、又は小切手を不渡りした者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- エ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

### 3 入札参加申請及び資格確認等

入札への参加を希望する者は、以下により入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和7年6月12日（木） 午前9時00分 から  
令和7年6月19日（木） 午前11時00分 まで
- (2) 申請方法 電子入札システムにより、「参加資格確認申請書」を添え、申請すること。
- (3) 参加資格の有無及び証明書類の事後提出  
参加資格については、電子入札システムにより「競争参加資格確認通知書」を  
令和7年6月25日（水） 午後5時00分までに通知する。  
なお、通知した「競争参加資格確認通知書」は、入札に参加するための通知書のため、開札後、落札候補者は入札参加資格確認のための証明書類1部を提出しなければならず、その提出期限及び提出先は電話又はFAXで通知する。
- (4) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。  
説明を求める場合は、資格がないと通知された日から起算して7日以内に、企画財政部財政課に書面を持参して行わなければならない。
- (5) 理由については、説明を求められた日から3日以内に書面で回答する。

### 4 設計図書等の閲覧及び質疑について

- (1) 入札への参加を希望する者は、設計図書等を必ず閲覧すること。
- (2) 設計図書等の閲覧は、令和7年6月12日（木）から令和7年7月10日（木）までに電子入札システムPPI又は文化センターで行うこと。  
ただし、文化センターにおける閲覧は、月曜日を除き、午前9時00分から午後5時00分の間に行うこと。

(3) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、当該案件の所管課に書面（FAX等）により提出すること。また、質問がない場合、質問書の提出は必要ない。

ア 提出期間 競争参加資格確認通知を受けた時から令和7年6月30日（月）  
正午まで

イ 提出先 白井市役所 教育部 文化センター

質問に対する回答は、令和7年7月3日（木）正午までに白井市ホームページ内の「しごと・産業」→「入札・契約関連」→「入札・契約情報」に掲載する。

5 入札執行

(1) 入札受付期間

令和7年7月9日（水）午前9時00分から令和7年7月10日（木）  
午前11時00分までに電子入札システムにより提出すること。

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札金額

入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額とすること。なお、契約金額は、入札金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

(4) 開札日時

令和7年7月11日（金） 午前10時40分 に電子入札システムにより行う。  
開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内の入札があるときは、一旦落札を保留とし、落札候補者の入札参加資格の審査確認を行う。  
開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再入札を行う。再入札の開札は令和7年7月14日（月）に行う。

6 入札金額内訳書の提示

(1) 第1回目の入札に際し、入札金額内訳書を電子入札システムにより提出すること。

なお、再度の入札も同様とし、電子入札システムにより提出できない場合は、メールで財政課に提出すること。

(2) 入札金額内訳書は指定した様式を使用すること。

7 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

(1) 電子入札約款（平成20年2月1日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

(2) 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

## 8 落札者の決定方法

- (1) 白井市財務規則（平成5年規則第3号）第120条及び第121条の規定により作成された予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、保留する。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札候補者とせず、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムによる電子くじを実施し、落札候補者を定める。
- (3) 落札候補者となった者には、落札候補者となった旨を電話又はFAXで通知する。
- (4) 落札候補者は、開札日の2日後までに資格確認資料を企画財政部財政課へ提出しなければならない。当該資料を提出しなかった場合は、落札候補者の資格を失う。
- (5) 落札候補者の参加資格確認の結果、落札者と認められたときは、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を応札者全員に送付する。

## 9 配置予定技術者の確認

工事の場合にあつては、落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

また、参加資格要件に配置予定技術者要件がある場合は、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な履行に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

## 10 契約の締結

落札者は、落札後直ちに「落札者決定通知書」を印刷して、企画財政部財政課へ持参し、契約に関する指示を受けること。契約書の作成については、落札者が製本するものとし、製本方法については、事業担当課の指示に従うこと。

ただし、電子契約により契約を締結する場合は、市が電子契約サービスにアップロードする契約内容を記録した電磁的記録の内容について、落札者及び市が合意し、電子署名及びタイムスタンプが施されることにより契約を締結するものとする。

いずれの場合においても、落札決定の通知の日から原則7日以内に契約を締結しなければならない。また、落札者は、落札によって得た権利を第三者に譲渡してはならない。

## 11 随意契約

再度の入札に付し、落札候補者がいない場合は、再度入札において最低価格の入札をした者から見積もりを徴し、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約を行うことがある。

## 1 2 契約保証金

契約金額（単価契約は予定総額。長期継続契約は1 2箇月分の契約金額。）の1 0 0分の1 0以上の額を契約保証金として納付すること。

ただし、契約金額の1 0 0分の1 0以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の（1）から（3）までのいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

- （1） 金融機関等の保証書
- （2） 公共工事履行保証証券
- （3） 履行保証保険証券

## 1 3 その他

- （1） 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- （2） 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

- （3） 提出された資格確認資料は、返却しない。

なお、公表し、又は無断で使用することはしない。

- （4） 履行期間は、事情により変更することがある。
- （5） 入札参加者は、この公告に記載する事項以外のことについては、白井市電子入札約款及び白井市電子入札システム運用基準を遵守すること。
- （6） 工事の場合にあつては、落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。なお、当該技術者について、建設業法及び同法施行令の規定又は入札参加資格要件により専任を必要とする場合や監理技術者を置かなければならない場合は、それらの規定や要件を遵守すること。
- （7） 工事の場合にあつては、落札者は、建設業法の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて別記様式による通知書に記入し財政課に提出すること。
- （8） 工事の場合にあつては、令和7年3月に白井市建設工事最低制限価格運用要領の一部を改正したので留意すること。
- （9） 入札参加者の使用する機器に障害等やむを得ない事態が生じた場合は、白井市の承諾を得て、紙入札に変更することができる。その場合、財政課へ変更する旨を連絡し、入札書等を入札受付期間内に持参により提出すること。  
なお、いかなる理由があっても入札受付期間後の入札は認めない。
- （10） 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、そのほかやむを得ない事情があるときは、入札を延期し、又は中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。
- （11） 当該案件に入札参加した業者の当該案件に係る下請等は認めない。

## 1 4 問い合わせ先

白井市役所企画財政部財政課 電話0 4 7（4 9 2）1 1 1 1  
E-mail : zaisei@city.shiroi.chiba.jp

## 入札案件一覽表

[illegible]